

平成 30 年 6 月 3 日現在

機関番号：32682

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12973

研究課題名(和文)責任と非難可能性 心理学から刑法理論へ

研究課題名(英文)Liability and Culpability: From Psychology to Criminal Law Doctrine

研究代表者

松村 良之(MATSUMURA, Yoshiyuki)

明治大学・研究・知財戦略機構・研究推進員

研究者番号：80091502

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：一般人の持つ法の素朴理論を「責任」と「非難可能性」というキーワードで捉えたとき(彼らがそのように概念化していることを意味するわけではない)、「責任」は非常に拡散的なものとして関係者に帰属される。「非難可能性」については、法の素朴理論では、行為者の自由意志に基づく行為を妨げるような要因(例：心神喪失)が存在してもそれには着目されず、行為者に対する強い非難可能性が存在する。

研究成果の概要(英文)： Understanding naive theory of law by the framework of 'liability' and 'culpability' (It doesn't mean that lay persons conceptualize 'liability' or 'culpability'), liability is attributed in a very diffuse way. In the case that the doer's mental condition obstruct the decision by free will, lay persons define they are still culpable.

研究分野：法学

キーワード：法社会学 法心理学 素朴理論 法的発達 法的社会化 責任 非難

1. 研究開始当初の背景

専門家ではない一般の人々も、外界世界についてそれなりの知識の体系を有している。それは、洗練されていないし不整合な部分もあるが統一的な説明を与える知識の体系であって、認知心理学においては 70 年代以降、素朴理論 naive theory として研究されてきた(物体の運動についての素朴物理学---それは、結果においてはアリストテレスの物理学に近い---、生命現象についての素朴生物学などに始まる)。そして、素朴理論は自然だけではなく、社会すなわち人間の営みについてもその研究対象を広げてきた(たとえば、交換とか市場についての素朴経済学、銀行の営みについての素朴経済学)。

そのような観点から見れば、心理学の、責任についての帰属理論(生じた結果について、誰にどういうそしてどの程度の責任を帰せしめるのかについての心理学)は、素朴刑罰論、すなわち刑法における責任、因果関係、非難可能性についての素朴理論と言えるであろう。このように考えれば、刑法の素朴理論の観点から刑法理論・刑法ドグマティークを問い直し(とりわけ責任主義とその関連領域について)、刑法理論を再構成することの可能性(当然であるが、規範理論である刑法理論が素朴刑法学に一致すべきであると主張しているわけではない)を探究することは刑法学の重要な課題であろう。また、そのような文脈の中では、行為主体性に疑問が投げかけられる法人の刑罰についても重要な研究課題となる(刑法理論では、伝統的にその犯罪能力、受刑能力に疑問が投げかけられてきた)。

2. 研究の目的

上記のような観点から、責任と非難可能性についての素朴理論を、心理学の知見、発達心理学の知見、ニューロサイエンスに関わる自由意志についての理解などの学問分野の知識を踏まえ、さらには、日本法社会学の中心的課題であった法意識論を、社会学の社会意識論(それは、マンハイムの知識社会学そしてマルクス主義の社会と意識理解に遡る)を踏まえて再構成し、本問に取り組んだ。

3. 研究の方法

(1) 法意識概念の再構成

素朴理論は伝統的な法社会学の用語に従えば、法意識論であるので、まず研究の第1歩として、法意識論、そして、「法意識」の概念を実証研究に用いることができるよう、心理学の概念を用いて再構成することを試みた。まず「法意識」の概念を「法」と「意識」に分割し、それぞれについて検討を加えた。その結果、「法意識」を「法に関するさまざまな問題について、人びとが持つ知識や考え方、それに行動への方向づけを含む社会的態度」を指すものと再定義した。その上で、この定義から先行研究の位置づけを概観し

た。法意識をこのように再定義すると、責任の概念は、法意識の下位概念だと捉えられるので、総合的な法意識研究の支柱の一つとして考察することができる。

(2) 法人処罰調査

具体的な研究対象としては、第1に、松村が別途行った法人処罰調査(調査対象者は一般人)とその補充のインタビュー調査である。それによると、人々は、法人が行為の主体者としての資格を欠いていても、非行行為の責任を法人自体に負わせること(機関とか代理人という概念を想定しない限り、法人の行為を、可視的で物理的な行為とし把握することは出来ない。一部の論者が言う法人自体の過失という法的概念は、現実世界に存在するものではない)、法人処罰は、応報という面からも抑止という面からも有用ではないことを理解していても、なお法人への刑事罰を支持していることが明らかになった。つまり、一般人にとっては、刑罰は特定の目的を有しているわけではなく、それ自体拡散的なのである。

(3) 少年の刑事責任

具体的な研究対象の第2は、少年の刑事責任である。法律専門家の間では、少年は可塑性が高いから成人に比べて厳しい刑罰には否定的である(この点は、法理論的観念的に支持されているだけではなく、司法研修所が裁判員裁判制度の導入期に行った裁判官に対する質問票調査でも、はっきり示されている(司法研修所編『量刑に関する国民と裁判官の意識に関する研究---殺人罪の事案を素材として---』2007年)。

また、現代のニューロサイエンスの立場に立つと、未成年の脳の発達について、抑制能力が遅れて発達することの脳科学的な証拠が示されている。

しかし、そのような自由意志をめぐる脳科学研究の最新の知見にもかかわらず、それを自明とせず、人々の責任非難の在り方について、責任帰属や応報的公正(重要なものとして、ラーナーに始まる正当世界仮説---人はその人に値するものを世の中から受けているのであり、そのような意味で、世界は公正性にみだされている、あるいはそのはずであるという信念---が関連している)といった社会心理学の代表的研究領域を涉猟し、その知見を整理することに務めた。また、それらの基礎的な作業を踏まえて、少年の刑事責任という個別的テーマを取り上げ、脳科学研究や発達心理学的研究に基づく少年の責任の実体に関わる研究と、人々の少年の刑事責任に関する世論調査等の結果を対比した。そして、少年の未成熟さを示す研究にもかかわらず、少年の刑事責任に関する厳しい世論が形成される背景に関わっている要因を抽出した。

4. 研究成果

以上の考察の結果、一般人の法の素朴理論を「責任」と「非難可能性」というキーワードで捉えたとき(なお、一般の人々が、このような社会的概念を獲得している---それは発達心理学では社会的概念発達として、研究される---ということの意味しているわけではない)、一般人の法の素朴理論では、責任は拡散的なものとして存在している。すなわち、法の素朴理論における責任は個人主義的に把握されるのではなく、関係的、組織的、共同体的なものである。非難可能性については、刑法理論で言う、(制限)責任能力とかの責任を阻却あるいは縮減する点には着目されず、結果の重大な非行には、つよい一般人の行為者に対する非難可能性が存することが明らかになった。つまり、素朴法理論は、刑法理論で言う責任主義とは遠いところに存在している。

法人は近代資本主義・市場主義における、法律学的にはきわめて法律技術的存在であるが(これについても、法学的には、法人有機体説、法人実在説、法人擬制説、法人否認説など多くの学説の対立があった)法人に対する刑罰は、そのような法律技術的な性格を踏まえた、法政策的に合理性を持ったものではなく、すぐれて素朴な思考に立っている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計11件)

村山眞維 (2017) 「日本人の紛争行動 問題処理行動を規定する要因」 法律論叢(明治大学) 89巻4=5合併号、273-310ページ。

Masayuki MURAYAMA (2017) "Learning from Precursors, Shaping it from Experiences", Law & Society Review, Vol.51, Issue 3 (2017), 525-532.

松村良之 (2017) 「『法の抑止』と『法的社会化』」 北大法学論集 68巻4号、908-918ページ。

河合幹雄, 葛野尋之, 木下麻奈子, 平山真理, 久保秀雄, 木村正人 (2015) 「刑罰とりわけ死刑に関する全国意識基本報告書 2014年3月調査」 桐蔭法学 第22巻第1号、1-65ページ。

SAEKI, Masahiko & WATAMURA, Eiichiro (2018) "The Impact of Previous Sentencing Trends on Lay Judges' Sentencing Decisions," J. Liu, & S. Miyazawa (eds.) Crime and Justice in Contemporary Japan, Springer: 275-290.

佐伯昌彦 (2017) 「被害者参加と量刑」 指宿信・木谷明・後藤昭・佐藤博史・浜井浩一・浜田寿美男 (編) 『シリーズ刑事司法を考える4 犯罪被害者と刑事司法』 岩波書店、

48-64 ページ。

佐伯昌彦 (2017) 「手続二分と量刑」 上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真理 (編) 『宮澤節生先生古稀 現代日本の法過程(下)』 信山社、259-277 ページ。

松村良之 (2018) 「責任帰属をめぐる認知---法の専門家と一般人の認知」 唐沢穰・松村良之・奥田太郎 (編著) 『責任と法意識の人間科学』 勁草書房、153-197 ページ。

松村良之 (2018) 「法学における『法意識』への問題関心 歴史、概念、発展: 日本法社会学と法意識研究」 唐沢穰・松村良之・奥田太郎 編著 『責任と法意識の人間科学』 勁草書房、113-118 ページ。

奥田太郎・唐沢穰・松村良之 (2018) 「責任と法意識をめぐる人間科学的考察」 唐沢穰・松村良之・奥田太郎 編著 『責任と法意識の人間科学』 勁草書房、277-304 ページ。

木下麻奈子 (2018) 「法学における『法意識』への問題関心 歴史、概念、発展: 『法意識』の概念の再構成」 唐沢穰・松村良之・奥田太郎 編著 『責任と法意識の人間科学』 勁草書房、118-127 ページ。

[学会発表](計2件)

SAEKI, Masahiko (2015) "The Impact of Prior Sentencing Trends on Sentencing Deliberations by Lay Judges" The 4th East Asian Law and Society Conference 於: 早稲田大学 (2015年8月4日~6日, うち報告日は8月5日)

SAEKI, Masahiko (2015) "Exploratory Research on Japanese Lay Judges' Perception towards Previous Instances" 2015 Law and Society Association Annual Meeting 於: Westin Seattle, Seattle, Washington, United States of America (2015年5月28日~31日, うち報告日は5月29日)

[図書] (計2件)

佐伯昌彦 (2016) 『犯罪被害者の司法参加と量刑』 東京大学出版会、370p+。

唐沢穰・松村良之・奥田太郎 編著 (2018) 『責任と法意識の人間科学』 勁草書房、309p+。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松村 良之 (MATSUMURA, Yoshiyuki)
明治大学・研究・知財戦略機構・研究推進員
(客員研究員)
研究者番号 80091502

(2)研究分担者

木下 麻奈子 (KINOSHITA, Manako)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号 00281171

佐伯 昌彦(SAEKI, Masahiko)

千葉大学・法政経学部・准教授

研究者番号 10547813

村山 眞維(MURAYAMA, Masayuki)

明治大学・法学部・専任教授

研究者番号 30157804

林美春(HAYASHI, Miharū)

千葉大学・法政経学部・助手

研究者番号 50292660